

濃尾用水第三期地域 施設計画検討他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1－2条	本業務は、地域整備方向検討調査「濃尾用水第三期地域」における施設計画の検討、営農計画の検討、事業効果の算定等を行うものである。	
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする場所は、岐阜県各務原市外2市2町及び愛知県名古屋市外12市5町であり、図面に示すとおりである。対象施設は、「別紙1：業務対象施設一覧表」に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1－4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1－5条	1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)東海農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 6 条	第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等	
(一般事項) 第 1 - 7 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1－8 条	(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業一農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第 1－9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業一農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、 1) 業務計画作成の段階 2) 概略施工計画の検討の段階 3) 概算総事業費の算定の段階 4) 総費用総便益の算定の段階 5) 報告書取りまとめの段階 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															

項 目	内 容	備 考																																		
(配置技術者の確認) 第 1 - 11 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																																			
(保険加入) 第 1 - 12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																			
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr> <tr> <td>2</td><td>河川構造物の耐震性能照査指針・解説</td><td>河川局治水課</td></tr> <tr> <td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準「頭首工」</td><td rowspan="4">(社) 農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準「水路工」</td></tr> <tr> <td>5</td><td>土地改良事業計画設計基準「パイプライン」</td></tr> <tr> <td>6</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td></tr> <tr> <td>7</td><td>水管理制御方式技術指針（計画設計編）</td><td>(社) 農業土木機械化協会</td></tr> <tr> <td>8</td><td>電気設備計画設計技術指針（高低圧編）</td><td>(社) 建設電気技術協会</td></tr> <tr> <td>9</td><td>電気設備計画設計技術指針（通信編）</td><td rowspan="3">(社) 農業土木事業協会</td></tr> <tr> <td>10</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td></tr> <tr> <td>11</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td></tr> <tr> <td>12</td><td>新たな土地改良の効果算定マニュアル改訂版</td><td>大成出版社</td></tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発行所	1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	河川局治水課	3	土地改良事業計画設計基準「頭首工」	(社) 農業農村工学会	4	土地改良事業計画設計基準「水路工」	5	土地改良事業計画設計基準「パイプライン」	6	土地改良事業設計指針「耐震設計」	7	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	(社) 農業土木機械化協会	8	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	(社) 建設電気技術協会	9	電気設備計画設計技術指針（通信編）	(社) 農業土木事業協会	10	農業水利施設の機能保全の手引き	11	国営土地改良事業調査計画マニュアル	12	新たな土地改良の効果算定マニュアル改訂版	大成出版社	
番号	名 称	発行所																																		
1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																																		
2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	河川局治水課																																		
3	土地改良事業計画設計基準「頭首工」	(社) 農業農村工学会																																		
4	土地改良事業計画設計基準「水路工」																																			
5	土地改良事業計画設計基準「パイプライン」																																			
6	土地改良事業設計指針「耐震設計」																																			
7	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	(社) 農業土木機械化協会																																		
8	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	(社) 建設電気技術協会																																		
9	電気設備計画設計技術指針（通信編）	(社) 農業土木事業協会																																		
10	農業水利施設の機能保全の手引き																																			
11	国営土地改良事業調査計画マニュアル																																			
12	新たな土地改良の効果算定マニュアル改訂版	大成出版社																																		
(作業条件) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。																																			

項 目	内 容	備 考																																											
(参考図書) 第 2 - 3 条	(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。																																												
(貸与資料等) 第 2 - 4 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。 貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td rowspan="2">現況関係 資料</td><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>事業誌（濃尾用水第二期地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="17">報告書</td><td>広域基盤整備変更計画書「木曽川地域」</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画基礎資料とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域更新整備計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画書作成等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路機能診断業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設更新課題等整理業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能保全計画策定等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 事業構想等整理業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 犬山頭首工耐震性能照査検討等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 濃尾用水第三期地域 営農基礎資料整理他業務</td><td>1 式</td></tr> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係 資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式	事業誌（濃尾用水第二期地区）	1 式	報告書	広域基盤整備変更計画書「木曽川地域」	1 式	平成 27 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画基礎資料とりまとめ業務	1 式	平成 28 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域更新整備計画等検討業務	1 式	平成 29 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画書作成等業務	1 式	令和元年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討等業務	1 式	令和 2 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等検討業務	1 式	令和 3 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等とりまとめ業務	1 式	令和 3 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路機能診断業務	1 式	令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想とりまとめ業務	1 式	令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設更新課題等整理業務	1 式	令和 4 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能保全計画策定等業務	1 式	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画等検討業務	1 式	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 事業構想等整理業務	1 式	令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務	1 式	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 犬山頭首工耐震性能照査検討等業務	1 式	令和 6 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討業務	1 式	令和 7 年度 濃尾用水第三期地域 営農基礎資料整理他業務	1 式	
分 類	貸与資料	数量																																											
現況関係 資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																																											
	事業誌（濃尾用水第二期地区）	1 式																																											
報告書	広域基盤整備変更計画書「木曽川地域」	1 式																																											
	平成 27 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画基礎資料とりまとめ業務	1 式																																											
	平成 28 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域更新整備計画等検討業務	1 式																																											
	平成 29 年度 広域基盤整備計画調査 木曽川地域広域基盤整備変更計画書作成等業務	1 式																																											
	令和元年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討等業務	1 式																																											
	令和 2 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等検討業務	1 式																																											
	令和 3 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想等とりまとめ業務	1 式																																											
	令和 3 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路機能診断業務	1 式																																											
	令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設整備構想とりまとめ業務	1 式																																											
	令和 4 年度 濃尾用水第三期地域 施設更新課題等整理業務	1 式																																											
	令和 4 年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能保全計画策定等業務	1 式																																											
	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画等検討業務	1 式																																											
	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 事業構想等整理業務	1 式																																											
	令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務	1 式																																											
	令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 犬山頭首工耐震性能照査検討等業務	1 式																																											
	令和 6 年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討業務	1 式																																											
	令和 7 年度 濃尾用水第三期地域 営農基礎資料整理他業務	1 式																																											

項 目	内 容		備 考
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 5 条 (関連業務) 第 2 - 6 条 第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条 (作業の留意点) 第 3 - 2 条	その他	機能保全計画（犬山頭首工、大江奥村導水路、新般若幹線水路、大江幹線水路、奥村幹線水路、大塚支線水路、二ツ寺支線水路）	1 式
		その他必要資料	1 式
	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としないなければならない。		
	番号	業務名	業務実施期間
	1	濃尾用水第三期地域 受益面積整理業務	令和 8 年 5 月～ 令和 8 年 12 月（予定）
本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「別紙 2：作業項目内訳表」に示すとおりである。			
業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 特別仕様書第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 (6) 施設構想の検討に当たっては、以下に留意するものとする。 1) 施工時の安全性確保はもとより、コスト縮減及び将来の維持管理を十分に念頭に置いて行わなければならない。			

項 目	内 容	備 考							
(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第3－3条	なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たっては、新技術関連情報 (ARIC)、新技術普及マニュアル検索システム ((社) 土地改良測量設計技術協会) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。								
	・ 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。								
	・ 新技術情報システム (NETIS) については https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。								
	2) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。								
	なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。								
	3) 「工事工種の体系化」については、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。								
	4) 工事費の算定に当たっては、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。								
	(7) 施設計画の検討に当たっては、業務契約締結後速やかに検討に着手できる体制とすること。								
	また、令和9年2月までに関係機関との調整を行う必要があるため、以下のスケジュールを目安に業務を進めること。								
	<table><tr><th>作業完了の時期 (目安)</th><th>作業内容</th></tr><tr><td>令和8年10月末</td><td>施設整備計画の作成、図面作成及び数量計算、概算工事費の算出</td></tr><tr><td>令和8年12月末</td><td>営農計画の検討</td></tr><tr><td>令和9年1月中旬</td><td>事業効果の算定</td></tr></table>	作業完了の時期 (目安)	作業内容	令和8年10月末	施設整備計画の作成、図面作成及び数量計算、概算工事費の算出	令和8年12月末	営農計画の検討	令和9年1月中旬	事業効果の算定
作業完了の時期 (目安)	作業内容								
令和8年10月末	施設整備計画の作成、図面作成及び数量計算、概算工事費の算出								
令和8年12月末	営農計画の検討								
令和9年1月中旬	事業効果の算定								

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。
受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。
(1) 使用する機器・ソフトウェア
受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有するものを使用するものとする。
(2) 機器等の導入
ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよ

項 目	内 容	備 考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	いこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領 (案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ (概略施工計画の検討の段階) 第 3 回 中間打合せ (概算総事業費の算定の段階) 第 4 回 中間打合せ (総費用総便益の算定の段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	

項 目	内 容	備 考
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他	
第 7 章 業務スライド (業務スライド) 第 7－1 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただ	

項 目	内 容	備 考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	し、発注者が（２）、（６）の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （９）業務スライドの試行に係る運用については、（１）に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙 1 : 業務対象施設一覧表)

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
1. 頭首工		
1-1. 大山頭首工	型式：両岸取水、一部可動堰、一部固定堰 計画洪水量：12,000m ³ /s 堤長 堤体積（コンクリート） （取入水量Q=51.06m ³ /s）	420m 88,000m ³
2. 水路		
2-1. 大江奥村導水路	導水路呑口工 1号管路工（RC 函渠 3.00m×3.00m×2連） 大江奥村チェック工 小計 （施設容量Q=21.10m ³ /s）	27.00m 1,656.00m 26.80m 1,709.80m
2-2. 新般若幹線水路	1号管路工（RC 函渠 2.40m×2.40m） 浅井チェック工 春明チェック工 2号管路工（RC 函渠 2.20m×2.20m） 浅野チェック工 3号管路工（RC 函渠 2.15m×2.15m） 平島放水工 4-1号管路工（FRPM、DCIP φ2,000） 4-2号管路工（PC φ2,200） 緑葉川サイホン工（SP φ2,000） 4-3号管路工（PC、SP φ2,400） 4-2号管路工（DCIP、PC φ2,200） 落合チェック工 小計 （施設容量Q=5.60m ³ /s）	3,643.36m 12.00m 16.50m 2,710.78m 12.30m 1,950.30m 19.02m 903.72m 600.35m 147.99m 2,286.96m 2,762.91m 1式 15,066.19m
2-3. 大江幹線水路	大江奥村チェック工 1号管路工（RC 函渠 3.60m×3.60m） 2号管路工（RC 函渠 3.45m×3.45m） 大赤見チェック工 一宮チェック工 3号管路工（RC 函渠 3.15m×3.15m） 4号管路工（RC 函渠 3.05m×3.05m） 下ノ島チェック工 大塚チェック工 5号管路工（RC 函渠 2.85m×2.85m） 二ツ寺チェック工 6-1号管路工（FRPM、SP φ2,200） 6-2号管路工（FRPM、SP φ2,000） 金岩チェック工 小計 （施設容量Q=16.20m ³ /s）	9.00m 637.31m 4,267.84m 15.00m 20.00m 3,308.85m 6,691.79m 15.00m 12.70m 3,195.82m 65.00m 768.29m 597.06m 1式 19,603.66m

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
2-4. 奥村幹線水路	大江奥村チェック工 1号管路工 (RC 函渠 2.10m×2.10m) 更屋敷チェック工 北古川放水工 里小牧チェック工 2号管路工 (RC 函渠 2.00m×2.00m) 奥町チェック工 五城チェック工 森上牧川チェック工 小計 (施設容量 $Q=4.80\text{m}^3/\text{s}$)	9.00m 4,994.16m 20.60m 9.00m 13.00m 8,069.99m 12.00m 12.00m 2.35m 13,142.10m
2-5. 大塚支線水路	1-1号管路工 (SP $\phi 1,650$) 1-2号管路工 (FRPM $\phi 2,000$ 、SP $\phi 1,900$) 1-3号管路工 (FRPM、DCIP、SP $\phi 1,800$) 井堀チェック工 小計 (施設容量 $Q=2.50\text{m}^3/\text{s}$)	59.40m 1,311.63m 1,197.16m 1式 2,568.19m
2-6. 二ツ寺支線水路	二ツ寺チェック工 1号管路工 (FRPM $\phi 2,200$) 2号管路工 (FRPM、SP $\phi 2,000$) 3号管路工 (FRPM、SP、DCIP $\phi 1,800$) 七宝チェック工 小計 (施設容量 $Q=3.40\text{m}^3/\text{s}$)	54.64m 1,197.46m 1,708.63m 1,044.76m 1式 4,005.49m
	合計	56,095.43m
3. 水管理施設		
	犬山頭首工 羽島用水路 宮田導水路 大江排水路 木津用水路	1式 1式 1式 1式 1式

※ 断面寸法は、区間最大のものを記載している。

※ 小計は端数処理のため、各施設の合計とらない箇所がある。

(別紙2：作業項目内訳表)

概略設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 施設計画の検討			
2-1. 暗渠及び管路の耐震対策工法の概略検討	別紙1の2. 水路を対象に、暗渠及び管路の令和6年度に決定した重要度評価Aの区間において、過年度検討結果を基に耐震対策工法の概略検討を行う。	1 式	
2-2. 液状化対策の範囲及び工法の概略検討	別紙1の2. 水路を対象に、令和6年度に決定した重要度評価Aの区間において、過年度検討結果を基に液状化対策範囲の精査及び工法の概略検討を行う。	1 式	
2-3. 老朽化対策の範囲及び工法の概略検討	別紙1の1. 頭首工及び2. 水路を対象に、機能保全計画書における健全度がS-3以下の構造物及び区間について、老朽化対策範囲の精査及び工法の概略検討を行う。	1 式	
3. 施設整備計画の作成			
3-1. 概略施設整備計画の取りまとめ	2. 施設計画の検討及び過年度業務成果を基に地区全体の概略施設整備計画の取りまとめを行う。 なお、取りまとめ資料は、地区全体の施設概要、機能診断結果、耐震性能照査結果、改修対象施設の対策工法及び5-1. 概算工事費の算出で算出した概算工事費に関する情報を基礎資料として作成するものとする。	1 式	
3-2. 概略事業工期の算定	3-1. 概略施設整備計画の取りまとめで作成した資料を基に、概略事業工期を算定する。	1 式	
4. 図面作成及び数量計算			
4-1. 計画図の作成	2. で検討した内容を基に、決定した事業種における工種毎の計画図（仮設計画を含む）を作成する。	1 式	
4-2. 数量計算	4-1. で作成した図面から、決定した事業種における施工に必要な数量を算出する。 別紙1の1. 頭首工について、「令和5年度 濃尾用水第三期地域 犬山頭首工耐震性能照査検討等業務」で作成した数量計算を精査する。 別紙1の3. 水管理施設について、全面更新に必要な数量を算出する。 別紙1の2. 水路のうちチェック工について、「令和6年度 濃尾用水第三期地域 施設計画検討業務」で作成した数量計算を精査する。	1 式	
5. 概算工事費の算出			
5-1. 概算工事費の算出	4-2. で取りまとめた数量から、令和8年度における単価を用いて、決定した事業種における概算工事費を算出する。	1 式	
6. 営農計画の検討			
6-1. 土地利用計画の整理	各種統計資料、関係市町の転作実績及び地域農業振興方策等を踏まえ、土地利用計画を整理する。	1 式	

6-2. 営農計画(案)の作成	過年度業務成果や発注者が関係機関から収集・貸与する資料及び土地利用計画の整理結果等を踏まえ、本地区の営農計画(案)を作成する。 また、本地域の営農の特徴及び優位点をわかりやすくまとめたPR資料を、国の施策(食料・農業・農村基本計画等)を踏まえ、概ね20枚程度で作成する。	1式	
7. 事業効果の算定			
7-1. 総費用の精査	過年度業務で整理した総費用について、3-1. 概略施設整備計画の取りまとめて整理された施設整備計画の反映及び最新の諸係数等で更新を行い、総費用の検討・精査を行う。	1式	
7-2. 総便益の算定	過年度業務で整理した本地域の便益額について、最新の諸係数等を用いて精査を行う。効果算定項目は、次に掲げるとおりとする。 ・作物生産効果 ・品質向上効果 ・営農経費節減効果 ・維持管理費節減効果 ・地域用水効果 ・一般交通等経費節減効果 ・水源かん養効果 ・景観・環境保全効果 ・災害時の復旧対策費軽減効果 ・国産農産物安定供給効果 算定に必要な諸元(作物単価、受益面積及び土地利用計画等)は、過年度業務や本業務内で整理する営農計画、発注者が関係機関から収集・貸与する資料に基づき算定する。 なお、上に限らず、確認された効果がある場合、発注者に報告のうえ、年効果額の算定を行う。	1式	
7-3. 総費用総便益比の算定	総費用の精査及び総便益の精査結果を踏まえ、総費用総便益比(B/C)を算定する。	1式	
8. 業務照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
9. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	